

酒々井町農業委員会 6 月総会会議録

令和 2 年 6 月 9 日（水）

西庁舎 1 階会議室

午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで

局 長 それでは定刻になりましたので、総会に移りたいと思いますが、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、石渡会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。なお、現地の状況につきましては、提出書類のカラーコピーを用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会の次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 ただいまから令和 2 年 6 月の農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

局 長 それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7 番 飯田 隆男 委員、8 番 相京 文夫 委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。本日の総会は、議案 2 件と専決処理報告 2 件、その他 2 件ですので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の 2 ページをご覧ください。申し訳ありませんが、一番下の合計面

積に誤りがありましたので、11,198㎡を8,716㎡に訂正をお願いします。貸付者・借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地4筆です。地目は田、面積は合計で、2,788㎡、利用計画は田です。賃借料は、年、20,000円と米1.5俵とのことです。備考ですが、今回は、平成27年6月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、3ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、小坂推進委員欠席ですので、内容を把握されている綿貫農業委員から補足説明がありましたらお願いできますか。

綿貫推進委員 再設定ということで、特段問題はないと思います。

木我推進委員 健康ですか？

綿貫推進委員 まだ、元気です。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議長 他にないようですので、これから採決を行います。第1号議案 農用地利用集積計画は、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画は、原案どおり答申することに決定します。

議長 次に、第2号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 第2号議案 農地法第4条許可申請について、説明させていただきます。資料は、4ページからです。申請人は、下岩橋在住者です。申請地は、下岩橋の農地1筆で、地目は田、現況は畑、埋め立てられています。面積は、384㎡です。申請理由は貸駐車場です。立地基準ですが、本申請地は、宗吾参道駅の改札口から約300m以内の場所にあり、第3種農地と判断させて頂きました。車両の進入もし易く、利便性が高いため需要見込みが高いとのことで貸駐車場業者から判断を頂いているとのことです。隣接地も同じ業者の貸駐車場となっています。位置につきましては、カラーコピーの2枚の写真と5ページの位置図と6ページの公図を参考にいただければと思います。以前にも駐車場として使っていたようです。なお、隣接地の所有者4名については、駐車場として使用することの話はしているとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、相京委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

相京推進委員 この場所は、以前から〇〇関係者に貸してあったような場所です。左右とも駐車場になっているので、他に影響を及ぼすことはないので、やむを得ないのかなと考えています。

議長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。農地法第4条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

代理人 地権者代理人の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

議長 今、提出されました農地法4条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請者 ご本人様から加齢と共に自宅から離れた土地の耕作が厳しくなってきたので、貸駐車場として利用が出来ないかの問い合わせがあり、駐車場業者を探しました所、駅から近いので入りやすいため需要があり、貸駐車場にするように至った経緯があります。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増推進委員 月極めの駐車場ですか？計画の中で水関係で雨水、雑排水についての表記がありますが、雑排水とは、何が流れるのですか？

申請代理人 今までと同じで道路と一緒になので特に何も流れないです。雑排水を流すような施設はありません。

議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

議長 それでは、第2号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し県に進達します。

議長 長 続きますして、農地法第5条の届出と農地法第4条の届出についてを専決処理報告として、一括して事務局の説明を求めます。

局長 専決処理報告 農地法第5条の届出（市街化区域の届出）について、説明させていただきます。資料は9ページからです。譲受人は、成田市に住所を有する法人、譲渡人は、神戸市在住者です。申請地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は256㎡です。申請理由は、専用住宅用地です。権利の種類等は、所有権の移転です。10ページの位置図と11ページの公図を参考にしていただければと思います。参考ですが、令和2年5月20日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させていただいております。次に、専決処理報告 農地法第4条の届出（市街化区域の届出）について、説明させていただきます。資料は12ページからです。届出者は、酒々井在住者です。申請地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は344㎡です。申請理由は長屋住宅用地です。13ページの位置図と14ページの公図を参考にしていただければと思います。参考ですが、令和2年5月28日付け、酒農委第4号の1で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議長 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。それでは、ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。次第にはございませんが、農政報告があるそうですので、よろしく申し上げます。

(令和2年産水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に

係る営農計画書、水稻共済加入申込添付書（耕地情報）について）

議 長 その他について事務局より何かありましたらお願いします。

（令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について）

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の火曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の火曜日で決定させていただきます。